

函 福 健

令和 8 年 (2026 年) 3 月 2 7 日

報道機関各位

函館市保健福祉部健康増進課長

健康増進センターの個人使用回数券の払戻しに関する
報道依頼について

このことについて、健康増進センターの再開にあたり、サービス内容を見直しトレーニングルーム等の個人使用を廃止とするため、未使用の個人使用回数券をお持ちの方に対し、払戻しを行います。

該当の方は、下記のとおり払戻しの申請が必要となりますので、取材・報道方よろしくお願いいたします。

記

1 対象者

健康増進センターの未使用の個人使用回数券をお持ちの方

2 受付期間

令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日 (水)

3 申請方法等

以下の書類を揃えて、健康増進課窓口へ提出

(1) 健康増進センター個人使用回数券払戻申請書

(2) 未使用の個人使用回数券 (原本)

(3) 振込先口座の通帳等の写し

4 参考

函館市公式ホームページ

「健康増進センター個人使用回数券の払戻しについて」

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2026020900050/>

5 その他

申請書様式は窓口にて配布します。また，ホームページでもダウンロード可能です。

函館市保健福祉部健康増進課 電話：32-1515
E-mail：hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp